

子育てプラス

金利引下げ幅
最大
年▲1.00%
に拡充



- ◆ 家族構成(お子様の人数等)と住宅の性能等に応じて金利引下げのポイントが加算される制度です。
- ◆ 金利引下げ予算上限達成見込み時、受付終了となります。

ケーススタディ①

若年夫婦または子ども1人のご家族で
ZEHかつ長期優良住宅を取得する場合



【フラット35】子育てプラスで1ポイント
+ 【フラット35】S(ZEH)で3ポイント
+ 【フラット35】維持保全型で1ポイント
= 合計5ポイント P P P P P



融資金額が建設費・購入価額の
9割までのご融資

5ポイントの場合 当初5年間

▲1.00% 金利引下げ 最大1.00% 年 0.860%

◎6年目以降 年 1.610% ◎11年目以降 年 1.860%

事務手数料は、お借り入れ金額の1.88%(税込) (実質年率1.585%)・実質年率は事務手数料を含めた金利です。借入金額3,000万円・借入期間35年、繰上げ返済無しの場合です。

ケーススタディ②

子ども3人のご家族で【フラット35】地域連携型(子育て支援)が
利用できるエリアにZEHかつ長期優良住宅を取得する場合

【フラット35】子育てプラスで3ポイント
+ 【フラット35】S(ZEH)で3ポイント
+ 【フラット35】維持保全型で1ポイント
+ 【フラット35】地域連携型(子育て支援)で2ポイント
= 合計9ポイント P P P P P P P P P



◆ 【フラット35】子育てプラスを利用されない場合は
4ポイント(当初5年間▲1.00%)が上限です。

利用ポイントのご質問やご相談は弊社最寄りの営業所
もしくは下記フリーダイヤルへお問い合わせください。

(注1)上表の借入金利は、新機構団信付きの【フラット35】の借入金利です。加入する団体信用生命保険の種類に応じて【フラット35】の借入金利は異なります。

新機構団信(デュエット(ペア連生団信))の場合
新3大疾病付機構団信の場合

➤ 新機構団信付きの【フラット35】の借入金利+0.18%
➤ 新機構団信付きの【フラット35】の借入金利+0.24%

(注2)健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合は、「新機構団信付きの【フラット35】の借入金利-0.2%」でご利用いただけます。

※いずれの場合も事務手数料を含む実質年率15.0%以下

株式会社 ファミリーライフサービス

貸金業者登録 関東財務局長(5)第01477号・日本貸金業協会会員 第002122号
東京都武蔵野市境2-12-13 TEL0422-37-8088 FAX0422-37-8086 https://www.familyls.jp



お問い合わせ

0120-068-035

●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューは、借換融資には利用できません。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。●【フラット35】S等での金利引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●【フラット35】子育てプラスおよび新しいポイント制度は、2024年2月14日以降の資金受取日から適用します。※1 借入申込時に夫婦(同性パートナーを含みます。)であり、借入申込年度の4月1日において夫婦のいずれかが40歳未満である世帯をいいます。※2 借入申込年度の4月1日において18歳未満である子(胎児および孫を含みます。ただし孫にあってはお客様の同意が必要)をいいます。※3 地方移住支援型を単独で利用する場合は、当初5年間▲0.6%となります。

※(株)ファミリーライフサービスの審査、ローンを買回し取ることを予定している住宅金融支援機構の審査、又は提携金融機関の審査の結果によってはローンご利用のご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

【フラット35】元利均等毎月払い・元金均等毎月払い(6ヶ月毎ボーナス併用可)／毎月5日にお客様の預金口座から口座振替により返済(休日の場合翌金融機関営業日)※約定返済日は毎月13日／遅延損害金：年率14.5%／住宅金融支援機構による第1順位抵当権設定／融資期間：①②のいずれか短い方①15年(179回)以上35年(420回)以内(1年単位)※申込ご本人の年齢が60歳以上の場合は10年(119回)以上②完済時年齢が80歳となるまでの年数／実質年率は事務手数料を含めた金利です(借入金額3,000万円、借入期間フラット20の場合20年、フラット35の場合35年、繰上返済無の場合)／保証人不要／貸付限度額8,000万円以内

《今月の融資実行は13日を除く全ての営業日で可能です》

返済等でお悩みの方は

日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター
(受付時間9:00~17:00 休：土、日、祝日、年末年始)

TEL0570-051-051

■広告有効期限：2025年1月31日

子育てプラス

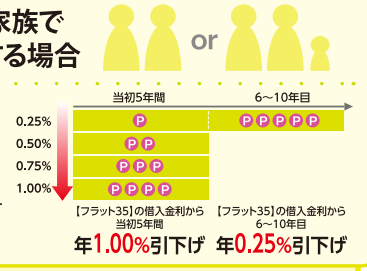
金利引下げ幅
最大
年▲1.00%
に拡充

- ◆ 家族構成(お子様の人数等)と住宅の性能等に応じて金利引下げのポイントが加算される制度です。
- ◆ 金利引下げ予算上限達成見込み時、受付終了となります。

ケーススタディ①

若年夫婦または子ども1人のご家族で
ZEHかつ長期優良住宅を取得する場合

【フラット35】子育てプラスで1ポイント
+ 【フラット35】S(ZEH)で3ポイント
+ 【フラット35】維持保全型で1ポイント
= 合計5ポイント P P P P P



融資金額が建設費・購入価額の
9割超~10割までのご融資

5ポイントの場合 当初5年間

▲1.00% 金利引下げ 最大1.00% 年 0.970%

◎6年目以降 年1.720% ◎11年目以降 年1.970%

事務手数料は、お借り入れ金額の1.88%(税込) (実質年率1.691%)・実質年率は事務手数料を含めた金利です。借入金額3,000万円・借入期間35年、繰上げ返済無しの場合です。

ケーススタディ②

子ども3人のご家族で【フラット35】地域連携型(子育て支援)が
利用できるエリアにZEHかつ長期優良住宅を取得する場合

【フラット35】子育てプラスで3ポイント
+ 【フラット35】S(ZEH)で3ポイント
+ 【フラット35】維持保全型で1ポイント
+ 【フラット35】地域連携型(子育て支援)で2ポイント
= 合計9ポイント P P P P P P P P P P P



◆【フラット35】子育てプラスを利用されない場合は
4ポイント(当初5年間▲1.00%)が上限です。
利用ポイントのご質問やご相談は弊社最寄りの営業所
もしくは下記フリーダイヤルへお問い合わせください。

(注1)上表の借入金利は、新機構団信付きの【フラット35】の借入金利です。加入する団体信用生命保険の種類に応じて【フラット35】の借入金利は異なります。

- 新機構団信(デュエット(ペア連生団信))の場合
 - ◎ 新機構団信付きの【フラット35】の借入金利+0.18%
- 新3大疾病付機構団信の場合
 - ◎ 新機構団信付きの【フラット35】の借入金利+0.24%

(注2)健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合は、「新機構団信付きの【フラット35】の借入金利-0.2%」でご利用いただけます。いずれの場合も事務手数料を含む実質年率15.0%以下

株式会社 **ファミリーライフサービス**
 貸金業者登録 関東財務局長(5)第01477号・日本貸金業協会会員 第002122号
 東京都武蔵野市境2-12-13 TEL0422-37-8088 FAX0422-37-8086 <https://www.familylfs.jp>

お問い合わせ
0120-068-035

●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューは、借換融資には利用できません。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。●【フラット35】S等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●【フラット35】子育てプラスおよび新しいポイント制度は、2024年2月14日以降の資金受取日から適用します。※1 借入申込時に夫婦(同性パートナーを含みます。)であり、借入申込年度の4月1日において夫婦のいずれかが40歳未満である世帯をいいます。※2 借入申込年度の4月1日において18歳未満である子(胎児および孫を含みます。ただし孫にあってはお客様のみの同居が必要です。)をいいます。※3 地方移住支援型を単独で利用する場合は、当初5年間▲0.6%となります。

※(株)ファミリーライフサービスの審査、ローンを買回すことを予定している住宅金融支援機構の審査、又は提携金融機関の審査の結果によってはローンご利用のご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

【フラット35】元利均等毎月払い・元金均等毎月払い(6ヶ月毎ボーナス併用可)／毎月5日にお客様の預金口座から口座振替により返済(休日の場合翌金融機関営業日)※約定返済日は毎月13日／遅延損害金：年率14.5%／住宅金融支援機構による第1順位抵当権設定／融資期間：①2のいずれか短い方①15年(179回)以上35年(420回)以内[1年単位]※申込ご本人の年齢が60歳以上の場合は10年(119回)以上②完済時年齢が80歳となるまでの年数／実質年率は事務手数料を含めた金利です(借入金額3,000万円、借入期間フラット20の場合20年、フラット35の場合35年、繰上返済無の場合です。)/保証人不要/貸付限度額8,000万円以内

《今月の融資実行は13日を除く全ての営業日で可能です》 返済等でお悩みの方は 日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター TEL0570-051-051 (受付時間9:00~17:00 休：土、日、祝日、年末年始)

■広告有効期限：2025年1月31日